

①情報共有(情報公開)

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 市文書管理規程(S60施行) 情報公開条例(H17施行) 情報公開請求等の受付(R1:132件) 個人情報保護条例(H17施行) 個人情報開示請求等の受付(R1:18件) 情報セキュリティに関する職員研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開請求の状況(第4回-資料1) 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿すべきもの以外は、あらかじめHPに公開すればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 過剰と感じるほどの情報公開請求があっており、公開資料作成に多くの時間が費やされている。また、長時間に及ぶ資料説明も要求されていることで通常業務に支障が出ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参画を推進したい一方で、情報提供(説明)が不足している矛盾がある。 情報公開の実態をまとめたデータをもとに請求が過剰であるか議論する必要がある。 請求件数が飛びぬけて多いという状況ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは行政が情報共有の大原則を徹底することが大事である。 個人情報や入札情報などの公開しない情報を明記し、それ以外は公開するというルールをつくる。(例:ネガティブリストの作成) 情報の公開で一職員の責任が問われることがないように、ルールを明確化する必要がある。 再任用を活用し、情報公開請求に対応する原課の負担軽減を図る。 資料不存在の分析をし、必要な書類は作ることを市の方針として示す。 以上のような改善を行ったうえで、請求が多い状況であれば次の段階を考える。
2 情報の入手しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 広報だざいふの発行 HPでの動画配信の強化 SNSでの情報発信の強化(Facebook、Twitter、Youtube、LINE(R2末運用)) 各種計画の進捗状況の公表 各種事業の説明会開催 審議会等に関する会議の公開及び会議録の公表 議会ライブ中継と録画映像の公開(H27～) 議会だより発行(年4回) 議会HPによる情報提供 年間200回を超える市民の来客対応 	—	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者など情報弱者への効果的な情報提供。 回覧板の活用。 マスメディア(TVや新聞など)の活用。 若い世代(学生含む)への効果的な周知方法。 居住は太宰府でも勤務地等が近隣市という人も多いため、そういう人たちへの情報発信をもっと行うべき。 シティブランドランキング住みよい街2020太宰府市全国20位。その中の「自治体の運営」分野で行政からの情報発信が充実している全国6位。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報は関心があるときにしか入ってこないし、探しに行かないものであるため、「関心があるときにアクセスできること」が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を得たいと思った時に容易に入手できるような工夫をする。(例;入手できる手段の複数化。) 検索情報の分析を行ったり協働を取り入れたりして、市民ニーズに適合した情報を発信する。(例:HPの各ページ末尾に簡単なアンケートを設置、キーワード登録で関連情報が届くシステムの導入。) 高齢者にとって広報だざいふは重要な情報源であるため、重要な情報は広報だざいふに載せたほうが良い。
3 情報の伝え方	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットやパンフレットの発行 HP等の多言語表示 市民べんり帳の発行 市勢要覧(太宰府市の概要)のHP掲載 出前講座による情報提供(R1:88件) 在住外国人に向けた生活情報の提供 障がい者に向けた生活情報の提供 	—	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの内容の充実。 広報だざいふの内容の充実。 もっと市長(職員)や議会(議員)が、積極的に市民へ発信してほしい。 市からの適切な情報提供(内容や頻度など)。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 市職員だけで広報だざいふ等を編集しているのであれば、市民が知りたい情報が載るかは疑問である。 広報だざいふは読み飛ばす人が多い。 自治会で重要な情報は回覧しているが、それでも見ない人はいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報委員会等に市民参画を取り入れて、広報のあり方(情報を受け取りやすくする工夫)を研究する。(例:モニター制度、自治会長等との意見交換の実施。)
4 情報提供手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 広報だざいふの発行 HPでの動画配信の強化 SNSでの情報発信の強化(Facebook、Twitter、Youtube、LINE(R2末運用)) 民宿サブチャンネルによる情報発信(4月下旬より運用) 定例記者会見の実施(H30～) 臨時記者会見の積極的活用 各種事業の説明会開催 議会ライブ中継と録画映像の公開(H27～) 議会だより発行(年4回) 議会HPによる情報提供 	—	<ul style="list-style-type: none"> SNS(Twitter、Facebook)やLINEの活用など、インターネットやアプリでの情報提供の充実。 多様な情報発信ツールの活用(市広報誌、インターネット、駅前掲示板、公共施設など)。 マスメディア(TVや新聞など)の活用。 	—	<ul style="list-style-type: none"> SNSの特性として興味が無ければ見ない。 多くの媒体での情報提供を行っているにも関わらず、やってほしいという意見が市民から出ているということは、市民に届くSNSになっていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 関心を持ってもらう工夫をする。(例:関心が無くても面白いから見ることで情報が伝わるという方法など。) 多様な媒体での情報発信について、トラブル回避のため、ルールを設けている自治体もあり、太宰府市でも検討する必要がある。

検討シート(運用の改善)

②市民参画

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1 広聴	<ul style="list-style-type: none"> 市民説明会やワークショップ等の開催(R1:26回、参加人数483人) アンケート調査の実施(R1:9回、平均回答率55.0%) 市政への提言(R1:814件) 市民の意見箱(R1:89件(74通)) 出前講座による情報提供(R1:88件) 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市自治基本条例の検証にかかわる取り組み状況調査結果-市民参画の状況(第1回-資料5、P4) 市民説明会やワークショップ過去3年間(H29年度~R1年度)の実績(第2回-資料) 	<ul style="list-style-type: none"> 意見箱を設置(市民が市に意見を言いやすい環境の整備)。 市民からの意見の内容や回答を公開する。 市と市民の意見交換の場を設ける。 自治会との協力。 窓口の整備。 意見表明方法の周知。 市役所の開庁時間の延長や支所の整備。 どういうまちを作りたいのか、意見をもっている人はたくさんいる。市に個人が伝えやすい方法を考えるべき。 早い段階から市民意見を引き出し、市民の意見を活かすことを考えて欲しい。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 意見が出しやすくなるようなシステム作りが必要。 「市民の意見を引き出し、市民の意見を活かす」ためには意見を聴く側の努力が必要である。 広報と広聴はセットであるべき。 職員に伝えた意見が上司に伝わっていないことがあった。意見を受けた担当者の姿勢によって、市民からの意見が消えてしまうのは問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に向向いて市民の意見を聴く。(例:出前講座の積極的な実施、コロナ禍における遠隔システムの活用など参加しやすい方法の検討。) 意見箱の意見と対応はホームページに公開する。 職員が受けた意見内容やそれに対する庁内での議論内容、その後の対応等を記録し、ホームページ上で公開する仕組みを作る。 掲示板のように市民の意見が自動公開され、他の市民が重ねて意見や質問が出来るようなシステムを構築する。それに対する対応は庁内でルール化し、回答する。
2 市民公募のやり方	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の設置(R1:25機関、公募委員8人) 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱(第4回-資料3) 太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱(第4回-資料4) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 公募を実施しても、応募がない。 会議の内容が専門的で、市民公募に適さない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民公募を原則としているにも関わらず、各審議会規則の組織構成に規定がないのはおかしい。 附属機関等の委員公募に、選考基準を規定するのは誤解を招く可能性がある。 無作為抽出で市民公募を行っているのに、最終的に選考することは全市民の多様な意見をバランスよく反映するという趣旨に反している。 太宰府市の委員公募実施要綱は市民公募と無作為抽出の思想が混在している。 市民公募でも無作為抽出でも行政が選考して委員を決めるのは良くない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各審議会規則に市民公募を明記する。 無作為抽出の委員選考は抽選とする。 市民公募と無作為抽出の趣旨の違いを整理し、両方が併存する制度になるように要綱を改正する。 会議の専門性に応じた市民参画の工夫をする。(例:学習機会の提供など参加のための事前準備)
3 多様な市民参画の機会	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の設置(R1:25機関、公募委員8人) パブリックコメントの実施(R1:4回、意見100件) 市民説明会やワークショップ等の開催(R1:26回、参加人数483人) アンケート調査の実施(R1:9回、平均回答率55.0%) 市政への提言(R1:814件) 市民の意見箱(R1:89件(74通)) 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市自治基本条例の検証にかかわる取り組み状況調査結果-市民参画の状況(第1回-資料5、P4) 市民説明会やワークショップ過去3年間(H29年度~R1年度)の実績(第2回-資料) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参画しやすい市政運営、参加したいと思う仕組み作りを行ってほしい。 市民参画の機会が少ない。市政の重要な問題について、住民投票を行っていったら良いと思う。 早い段階から市民意見を引き出し、市民を活かすことを考えて欲しい。 シティブランドランキング住みよい街2020太宰府市全国20位。その中の「自治体運営分野で多様な地域参加の機会がある」全国1位。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情や要望が主で、計画全体への反映が難しいものが多かった。 費用と時間がかかるため頻繁に実施することが難しい。 パブリックコメントを実施したが、意見が出てこなかった。 意見交換会の参加者が固定化している。新たに参加しようとした人が、会場の雰囲気を見て帰ってしまう。 開催方法に様々な意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会など単発的なものが多く、市民参画が一時的な取り組みとなっており、市政に生かされているのか疑問である。 市民参画とは、単に意見を聴くことではなく、「市の政策立案等の過程で市民が主体的にかかわること」である。 市民参画で策定した計画をどう進めていくのかの情報が発信されていない。政策立案だけでなく実施過程での参画も大事である。 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントを実施する時の資料提供や周知の方法を工夫する。(例:自治会、ネットの活用) 市民と行政がコミュニケーションをとれる場かつ市民同士が議論できる場が複数回設けられるような市民参画の方法を検討する必要がある。(例:具体的なテーマを設定して市民と意見交換、要望や提言を述べてもらうように市民に委嘱、協働して政策づくり、協働事業提案制度) 具体的なテーマを設定して議論する場合に、テーマ等の工夫次第では、行政評価と紐づけることも可能である。 個別施策分野における政策の執行状況等の情報を積極的に公開し、それに対して市民が意見を言える場を設ける。 職員がコミュニティの活動に参画する。 議会も市民参画を積極的に取り入れる。
4 女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の女性委員構成割合(R2:平均26.9%/目標40%) 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱(第4回-資料3) 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 世の中の半数は女性であり、女性委員構成割合40%を目指していくことは大切である。 女性は育児など家庭の事情で参加しにくいこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員を増やす工夫をする。(例:団体推薦は役職に限らず、女性を推薦してもらう、女性専用枠を設ける。) 各団体の役員構成も女性の割合を増やすように協力を求める。 参加しやすい環境整備に努める。(例:託児、土日や昼の開催)

検討シート(運用の改善)

③コミュニティ(協働)

	項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動への参加(R1:自治会加入率93.6%) 校区自治協議会の設立(H21) 校区行事の開催(R1:33事業、参加人数約9,800人) 自治会活動への支援(地域運営支援助成金、地域コミュニティ推進事業補助金) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・校区自治協議会・市自治協議会と市の関係(第3回-資料2) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動を支援するために行政が動いた方が、市民参加率が上がるのでは。 ゴミ問題、公園掃除、資源回収等高齢化が進んでいくと、このままでは無理な様な気がする。 市からお願いの形で自治会に事業が下りてくるが、その決定に自治会は関わっておらず、一方的である。 市民が自治会活動を通してまちづくりに参画出来る体制づくりが必要。 市政が行う業務をコミュニティに押し付けることがあってはならない。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援事業が計画されているが、市民参画でどこまでできるか、どこまで担うのか等を検討するべき。 課題への対応が各自治会の枠でとどまっている。 自治会への自主的な参加が問題となっている。 自治会活動に関する先行事例等の情報や事業に必要な知識が不足している。 各自治会が抱えている課題について議論する場がない。 自治会役員は負担が大きいというイメージがある。 定年延長等で自治会活動の担い手や消防団員が減っていることが課題である。 地域にいる若者を取り入れる組織作りを進めてはどうか。 コロナで自治会活動がやり難くなっている状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の推進等にあたっては、地域自らが必要だと認識し、自ら実施しようと思えるような工夫をする。 横の連携を促すような人的支援の取り組みを行う。(例:情報交換の場を定期的に設ける。地域担当職員が積極的に情報提供する。) 自治会の課題に対する解決策や市の支援策を自治会と市と一緒に考えることが出来るようなボトムアップの仕組みをつくる。 モデルケースとして自治会の業務や行事の棚卸作業や整理作業を職員が手伝うことで、自治会の負担軽減を図ると共に地域の現状を知る。 大学などの外部団体と自治会をつないだり、地元の若者に参加してもらうためのノウハウを研究することで、自治会と若者の関わりをつくる支援を行う。 消防団活動及び自治会活動への参加を人事評価に入れることについても検討する。 自治会役員の女性割合を自治会が高めようと思える仕掛けをつくる。 コロナ禍でも出来る事を模索している自治会の活動を制限することがない様に支援の在り方を再確認し、柔軟に対応する。 コミュニティ活動が停滞しないように通常の活動が出来ない今だからこそ出来る活動などの情報を提供する。 議会活動以外に議員がチームを組み、調査研究の一環として自治会をサポートする。
2	まちづくりのための協働	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動への支援(地域運営支援助成金、地域コミュニティ推進事業補助金) NPOボランティア支援センターの設置(H18~) ボランティア講座の開催(R1:17回、参加人数275人) 協働事業(R1:NPO法人、ボランティア団体48件) 協働力向上セミナー開催(R1) 「令和発祥の都まちづくりに関する包括連携協定」の締結(九州電力株式会社福岡支店) 包括連携協定締結(西日本鉄道株式会社) 観光振興にかかる連携協力に関する協定締結(株式会社三井住友銀行) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・校区自治協議会・市自治協議会と市の関係(第3回-資料2) 	<ul style="list-style-type: none"> 市政が行う業務をコミュニティに押し付けることがあってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 協働を実践するための住民参画制度(まちづくり団体の登録、実践計画提案など)の制度化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政とコミュニティがなかなか結び付いていない。協働ができていないように感じる。 NPO法人やボランティア団体が意見交換する機会がない。 協働や市民参画をすること自体が目的ではなく、協働や市民参画とは課題解決のために必要となるものである。 具体的な課題について意見交換を行うことは市民参画になり得るし、具体的にどうするかという実施段階になればそれが協働となる。 協働はそれぞれの主体にメリットがあることであるが、単体での実施では得られない効果が得られる必要がある。 協働のメリットに職員が気付いていないのではないかと。 NPOが協働をしたいと思っても関わりを持つ機会がない。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティに仕事を押し付ける事が無いようにNPOやボランティア団体と協働しながら一定のルール化を図る。 民間との協働においては市民やNPOなどの他の主体との連携も模索してほしい。 市内のNPO・ボランティア団体が交流したり意見交換する場を設ける。 まちづくりのための協働をしたいと思えるように協働のメリットや必要性に気付く機会を設ける。 協働したいと思った時に協働できるような仕組みを作る。(例:まちづくり団体登録制度)

④条例の周知

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策										
1 市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例パンフレットを作成し、HPに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> 太宰府市自治基本条例パンフレット(第1回-資料11) 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に難しく、抽象的でよく分からない。 条例が知られていない。もっと市民に周知し、理解を促す取り組みが必要。 世代にあった方法で普及させることが大事。 広報紙で各項目ごとの解説をシリーズ掲載するなど、啓蒙を進めれば理解が進むと思う。 <p>【自治基本条例を知っていますか？】</p> <table border="1"> <caption>【自治基本条例を知っていますか？】</caption> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容を知らぬ</td> <td>73.9%</td> </tr> <tr> <td>聞いた(見た)ことがある</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>読んだことがある</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	内容	割合	内容を知らぬ	73.9%	聞いた(見た)ことがある	19.1%	読んだことがある	4.9%	無回答	1.0%		<ul style="list-style-type: none"> まずは条例の周知を徹底すべき。 条例が難しいと感じる事は当然であり、それを想定して手引きやパンフレットを作っているが、これらがセットであることが理解されていないようである。 条例と解説のセットで周知すると分量が大きくなるため理解が進みにくいと思われる。 平易な言葉や漫画を使うなど若い人にも分かるような工夫が必要である。 市民への周知においては、条例の理念を理解してもらうことが大事である。 主体的に行動し、自分たちのまちを自分たちで作っていくというベースが市民にできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種アンケートを情報発信の機会として活用する。また、アンケートなどに答えることで市民参画していることを市民に意識づけるような言葉を加える。 事業実施時や広報での事業紹介時に自治基本条例とのつながりに言及する。 SNSを活用して周知を図る。(例:LINE、インスタグラム) 条文と解説のセットで周知する。 掲載する分量に留意しながら広報紙に解説を掲載する。(例:項目ごとに解説を掲載) 協働で分かりやすい伝え方を研究する。(例:漫画や演劇での周知を高校や中学校などの部活動と協働で行う。) 自治基本条例を学校教育の教材としたり、条例の周知方法を考えることをイベント化する。(例:周知方法を考えることを宿題にして、保護者への波及を狙う。) 市民に対しては、市民が知っておくべきことに絞って周知を行う。(例:自治基本条例の精神、市民やまちづくり・市民参画の定義など) 周知する対象に合わせて自治基本条例を引用し、効果的に周知していく。(例:赤ちゃん訪問時には子どもの権利部分を抜粋して紹介するなど。) 議会で自治基本条例の勉強会を実施する。 市長が自治基本条例を理解し、責任を持って市民に浸透させていく。 出前講座等を活用し、市民に条例の理念や目的を伝える。
内容	割合															
内容を知らぬ	73.9%															
聞いた(見た)ことがある	19.1%															
読んだことがある	4.9%															
無回答	1.0%															
2 職員への周知・職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成基本方針の改訂 職員と経営方針の勉強会(三役) 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価シート(能力評価)(第4回-資料2) 		<p>【自治基本条例の把握状況】</p> <table border="1"> <caption>【自治基本条例の把握状況】</caption> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例の内容をよく知っている</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>条例の内容を知っている</td> <td>60.6%</td> </tr> <tr> <td>条例の存在は知っているが、内容はよく知らない</td> <td>27.3%</td> </tr> </tbody> </table>	内容	割合	条例の内容をよく知っている	12.1%	条例の内容を知っている	60.6%	条例の存在は知っているが、内容はよく知らない	27.3%	<ul style="list-style-type: none"> 職員への周知を図る仕組みが出来ていない。 市民間の対話を促す開放型、参加型行政の在り方を実現すべく、行政側には意識を変えてもらう必要がある。 人事評価シートの評価項目を見ると市民ニーズへの対応、問題解決への積極的な取り組み、できないではなく法令解釈を行ってできる方法を考えるという部分が弱い。 太宰府市の人事評価シートは総務省が提示する一般的なシートをベースにしており、市の人材育成基本方針を十分に反映しきれていないように思われる。 上司が日頃から部下を教育し、仕事の目的を問いかけるようなことをしなければ、部下には伝わっていかない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新人研修、人事評価などで自治基本条例を周知する。 市の条例に関する知識や運用する自覚がどれほどあるかを人事評価の評価項目とする。 人事評価シートに人材育成基本方針を反映することを検討する。 自治基本条例を前提に条例の制定・改正や施策運用をチェックすることを習慣づけるような仕組みをつくる。(例:法令審査で自治基本条例との整合性を必ず確認する。予算要求時に自治基本条例を根拠にして市民参画関係費を計上する。) SNSなどでの情報発信時に自治基本条例に言及することで、職員に意識してもらおう。 部課長を対象とした研修を行う。 部課長の人事評価項目に部下へ仕事の目的を理解させることを入れる。 		
内容	割合															
条例の内容をよく知っている	12.1%															
条例の内容を知っている	60.6%															
条例の存在は知っているが、内容はよく知らない	27.3%															

検討シート(運用の改善)

⑤その他

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1 条例・規則・要綱等(の制定・改正時)の自治基本条例への整合化手続き	・制定後において、各条例の制定時に自治基本条例との整合性に関するチェック項目を設ける等の対応は出来ていない。	・太宰府市法令等審査委員会規則(第4回-資料6)	・これまでの手続き(やり方)が条例に則って適切だったかを検証するべきであった。	—	・条例間の齟齬を回避することは基本中の基本であり、見つけたところから改善すべき。 ・自治基本条例と整合するように既存の条例も改廃する必要があるが、確認していく仕組みを作らなければ、いつまでも放置される可能性がある。	・法令等審査委員会でのチェック項目に自治基本条例との整合性を入れる。 ・自治基本条例との整合性のチェックを法制執務担当者の責務として明確化する。 ・新規条例制定時には原課と法制担当及び自治基本条例担当で協議を行う。 ・条例の制定や改廃を議会に提案する時に、自治基本条例に言及する。 ・条例間の齟齬の指摘を人事評価に組み込んだり、チェックする研修を行う。 ・定期的に既存の条例等が自治基本条例に整合しているかを確認する仕組みを設ける。 (例:自治基本条例審議会の一部の委員で年2回程度の会議開催)
2 解説書の改良	・自治基本条例パンフレットを作成し、HPに掲載。	・太宰府市自治基本条例パンフレット(第1回-資料11) ・「自治基本条例手引き(解説)」の改正案(第9回-資料2)	・広報紙で各項目ごとの解説をシリーズ掲載するなど、啓蒙を進めれば理解が進むと思う。 ・手引き(解説の内容)をもっと市民に周知すべき。 ・条例に興味を持つ工夫が必要。 ・高齢者や子どもでも理解できる解説をしてほしい。(漫画、DVDなど) ・解説自体がわかりづらい。	—	・解説が分かりづらいのであれば、分かりやすく改良すべきだが、「分かりやすくしてくれ」というのは自治基本条例の精神に合致していない。 ・個別の課題に対しては、議会基本条例や男女共同参画推進条例等の既存の条例があることが市民に意識されていないようである。	・市民参画で分かりやすい解説書を作る。 ・個別の条例があるものは解説に記載し、自治基本条例と個別条例が紐づけられるような工夫をする。
3 市民及び専門家が参画する行政評価の実施	・施策評価をHPで公表している。 ・平成29年度～平成30年度に事務事業外部評価委員会を設置し、市民参画のもと外部評価を実施したが、行政評価の在り方について多数の意見があったため、現在はその在り方を検討している。	—	—	—	・2年間、市民参画で行政評価が出来ていないことは問題である。 ・自治基本条例制定後の4年間で行政評価も自治基本条例に整合する制度に移行すべきであった。 ・出来ていない状況であるにもかかわらず、職員調査において、「従前から条例の趣旨に沿った取り組みが出来ている」との回答が多かったことは、職員意識に問題があるといえる。	・行政評価の理念と目的を再設定し、市民及び専門家等の参画のもとに行う行政評価の方法を早急に考え、実施する。 ・行政評価を実施しながら太宰府市にあったやり方を探していく。 ・議会も一緒にやることを検討する。 (例:議会版行政評価)
4 目的と成果を意識した職員の仕事の仕方	—	—	—	—	・行政評価や施策のフィードバックがなされていない状況が見受けられる。 ・やったことで終わっていて、それが効果を発揮しているかをチェックする仕組みがないことが問題である。 ・結果ではなく成果をベースにして改善につなげていかなければ意味がない。 ・市民として気になるのは結果ではなく、成果である。 ・実施計画等の下位の計画についても、個別に成果を明示してほしい。 ・仕事をした気になっていて、問題の改善につながる働き方が出来ない職員が多い。	・人事評価や行政評価の機会を通じて、職員一人一人が現状を分析し、仕事の仕方を改善するような働きかけをする。 ・実施計画等の進捗状況や成果を市民に分かりやすく公表する。 ・職員としてなぜこの仕事が必要なのかという目的意識を持っているか、現実が見えているか、それらのギャップを解決しようとする働き方が出来ているかを振り返る機会を設ける。 (例:人事評価、日常的な上司の指導や助言) ・現場に赴き、市民の声を聴くなど現実を知る努力をする。
5 自治基本条例の具現化	—	・自治基本条例では抽象的な定めにとどまっているため、具体化が期待される事項(第9回-資料3)	—	—	・自治基本条例に基づき、具体的な取り組みを行う必要がある。 ・計画を立てても、それがきちんと実行されていくのか分からない。	・タイムスケジュールを定めて計画的に取り組んでいく。 ・審議会等を通じて進行状況を確認していく機会を設ける。 (例:年2回程度の審議会開催)
6 自治基本条例をフォローする仕組み	—	—	—	—	・条例の制定に関与していない者が条例の見直しを議論するには難解なことが多い。 ・4年に1度の審議会開催で、条例の見直しの検討をするのは大変である。	・条例の見直しの検討を行う審議会を開催する時は、条例制定や見直し等に関与した方たちの意見を聴く機会を設ける。 ・定期的に条例に基づく成果を確認する仕組みを設ける。 (例:年2回程度の審議会開催)